

食品安全委員会（第660回会合）議事概要

日時：平成29年8月1日（火） 14：00～15：09
場所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者：報道 2名、行政機関 2名、一般 8名

議事概要

（1）平成28年食中毒発生状況の概要について （厚生労働省からの報告）

→厚生労働省から説明。

（2）農薬専門調査会における審議結果について ・「テフルベンズロン」に関する審議結果の報告について ・「ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

「テフルベンズロン」については、一日摂取許容量が変更になる審議結果であるため動物用医薬品の審議結果に影響を及ぼすことから動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

「ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン」については、取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（3）かび毒・自然毒等専門調査会における審議結果について ・「フモニシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をかび毒・自然毒専門調査会に依頼することとなった。

（4）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・動物用医薬品「ジシクラニル」に係る食品健康影響評価について ・動物用医薬品「デキサメタゾン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジシクラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.0071 mg/kg 体重/日と設定する。」

「デキサメタゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.01 μg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。